

令和2年4月23日

国土交通省土地・建設産業局企画課 意見募集担当 御中

「土地基本方針（案）」に関する意見

～環境・生物多様性を、社会・経済、国家存続及び人類存続の基盤とする土地政策の構築に向けて～

公益財団法人 日本生態系協会
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 E-mail : head_office@ecosys.or.jp

「土地基本方針（案）」に関する意見を提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

■意見①

意見該当箇所

p.1 「第一 土地の利用及び管理に関する計画の策定等に関する基本的事項」「ア 地域における土地の管理のあり方に関する構想」の部分

意見

「ア 地域における土地の管理のあり方に関する構想」における以下の部分について、**下線及び太字で示したように加筆修正する。**

↓

「ア 地域における土地の管理のあり方に関する構想

人口減少下における国土の管理水準の低下が今後取り組むべき主要な課題として国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議 決定）に位置付けられていることを踏まえ、将来的に放置されていくことが予想される土地も含めた土地の管理のあり方について、地域における土地に関する現状把握や将来予測、悪影響を抑制**したり、土地を「自然」に還したり**等するための対策など、地域の取組の指針となる構想等の検討を進める。」

理由

人口の激減・国土管理水準の急低下を背景に、「基本方針（案）」にいう「構想等」が特に必要とされる中山間地域等における今後の土地の利用・管理の在り方として、「土地を『自然』に還す」ということを、一つの重要な柱として、国として本基本方針において明示することが極めて重要です。

我が国は「世界有数の森林大国」などと呼ばれていますが、人工林等が多く、『自然林』は、北海道を除くと、標高がかなり高い場所に僅かにあるのみです。中部地方以西には、ほとんどありません（出典：環境省第5回自然環境保全基礎調査－植生調査（植生自然度調査））。

私たち人間は、自然の恵み（生態系サービス）によって生きています。「環境」、「生物多様性」は、社会・経済の基盤、国家の存続の土台、「人類の存続の基盤」（出典：環境基本法第3条、生物多様性基本法前文）です。

国においては、既に2002年に自然再生推進法が制定され、土地政策の一つの方向性として「自然再生」ということが示されています。

人口が激減する中、中山間地域等において各種対策に必要な人手、資金も限界があります。

こうした現実問題も冷静に受け止め、周辺への悪影響を抑制する対策とあわせて、また、悪影響を抑制するための対策とは独立して、社会・経済等の基盤である「自然を取り戻し、安全で持続可能な社会の形成のため、積極的に「土地を『自然』に還す」という方向性・対策を、追加して明示することが重要です。

■意見②

意見該当箇所

p. 2 「第一 土地の利用及び管理に関する計画の策定等に関する基本的事項」「ウ 森林の適正な利用及び管理に関する計画」の部分

意見

「ウ 森林の適正な利用及び管理に関する計画」における以下の部分について、下線及び太字で示したように加筆修正する。



「ウ 森林の適正な利用及び管理に関する計画

森林の適正な利用及び管理については、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画制度等の運用を通じ、森林の有する多面的機能の十分な発揮を確保するための造林・間伐等の適切な推進を図るとともに、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の経営管理の集積・集約化又はグリーンインフラとして自然林化を進める。」

理由

我が国は「世界有数の森林大国」などと呼ばれていますが、環境省自然環境保全基礎調査（※第5回自然環境保全基礎調査－植生調査（植生自然度調査））によれば、人工林等が多く、人の手がほとんど入っていない『自然林』は、北海道を除くと標高がかなり高い場所に僅かにあるのみであり、特に中部地方より西側には、ほとんどありません。

森林経営管理法は、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合、①林業経営に適した森林（約240万ha）は林業経営者に再委託することで、森林の経営管理を集積・集約化する一方、②「林業経営に適さない森林」（約210万ha（①とほぼ同面積））は、森林環境税等により、「市町村が管理を進め、自然に近い森林に誘導する」（原文そのまま）との考えのもと制定されました（出典：林野庁「森林経営管理法案の概要について」（H30.2）等）。

参議院農林水産委員会での国会審議では、附帯決議で「自然に近い森林」よりさらに土地政策として考えを進め、「人工林から『自然林』への誘導」を明示しました*。

本「土地基本方針(案)」では、上記の①しか述べられておらず、②について述べられていません。

人口激減下における土地政策の再構築に当たり、林業経営に適さない森林について、市町村の公的管理の下で、多面的機能を有するグリーンインフラとして自然林に誘導していく、ということについても、本基本方針において、しっかり示しておく必要があります。

※参議院農林水産委員会「森林経営管理法案に対する附帯決議」(平成30年5月24日)：

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

■意見③

意見該当箇所

p. 3 「第二 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項」「1.適正な土地の利用の確保を図るための措置」「(1) 既に利用されている土地の適正な利用に関する施策」「ウ 森林の経営管理の集積・集約」の部分

意見

「ウ 森林の経営管理の集積・集約」における以下の部分について、下線及び太字で示したように加筆修正する。

↓

「ウ 森林の経営管理の集積・集約、自然林への誘導

森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合には市町村が森林の経営管理の委託を受け、そのうち林業経営に適した森林は林業経営者に再委託することで、森林の経営管理を集積・集約化し、適切な経営管理を推進する。林業経営に適さない森林は、市町村が管理を進め、グリーンインフラとして自然林に誘導する。

理由

我が国は「世界有数の森林大国」などと呼ばれていますが、環境省自然環境保全基礎調査(※第5回自然環境保全基礎調査-植生調査(植生自然度調査))によれば、人工林等が多く、人の手がほとんど入っていない『自然林』は、北海道を除くと標高がかなり高い場所に僅かにあるのみであり、特に中部地方より西側には、ほとんどありません。

森林経営管理法は、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合、①林業経営に適した森林(約240万ha)は林業経営者に再委託することで、森林の経営管理を集積・集約化する一方、②「林業経営に適さない森林」(約210万ha(①とほぼ同面積))は、森林環境税等により、「市町

村が管理を進め、自然に近い森林に誘導する」(原文そのまま)との考えのもと制定されました(出典：林野庁「森林経営管理法案の概要について」(H30.2)等)。

参議院農林水産委員会での国会審議では、附帯決議で「自然に近い森林」よりさらに土地政策として考えを進め、「人工林から『自然林』への誘導」を明示しました*。

本「土地基本方針(案)」では、上記の①しか述べられておらず、②について述べられていません。

人口激減下における土地政策の再構築に当たり、林業経営に適さない森林について、市町村の公的管理の下で、多面的機能を有するグリーンインフラとして自然林に誘導していく、ということについても、本基本方針において、しっかり示しておく必要があります。

※参議院農林水産委員会「森林経営管理法案に対する附帯決議」(平成30年5月24日)：

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

■意見④

意見該当箇所

p. 5 「第二 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項」「2.適正な土地の管理の確保を図るための措置」「ウ 市町村による森林管理」の部分

意見

「ウ 市町村による森林管理」における以下の部分について、下線及び太字で示したように加筆修正する。

↓

「ウ 市町村による自然林への誘導~~森林の管理~~

森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合には市町村が森林の経営管理の委託を受け、そのうち林業経営に適さない森林については、市町村が管理を進め、グリーンインフラとして自然林に誘導する~~自らが間伐等を実施することにより、森林の適切な管理を推進する。~~

理由

我が国は「世界有数の森林大国」などと呼ばれていますが、環境省自然環境保全基礎調査(※第5回自然環境保全基礎調査-植生調査(植生自然度調査))によれば、人工林等が多く、人の手がほとんど入っていない『自然林』は、北海道を除くと標高がかなり高い場所に僅かにあるのみであり、特に中部地方より西側には、ほとんどありません。

森林経営管理法は、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合、①林業経営に適した森林(約240万ha)は林業経営者に再委託することで、森林の経営管理を集積・集約化する一方、

②「林業経営に適さない森林」(約 210 万 ha (①とほぼ同面積))は、森林環境税等により、「市町村が管理を進め、自然に近い森林に誘導する」(原文そのまま)との考えのもと制定されました(出典：林野庁「森林経営管理法案の概要について」(H30.2)等)。

参議院農林水産委員会での国会審議では、附帯決議で「自然に近い森林」よりさらに土地政策として考えを進め、「人工林から『自然林』への誘導」を明示しました*。

本「土地基本方針(案)」では、上記の①しか述べられておらず、②について述べられていません。

人口激減下における土地政策の再構築に当たり、「林業経営に適さない森林について、市町村の公的管理の下で、多面的機能を有するグリーンインフラとして自然林に誘導していく、ということについても、本基本方針において、しっかり示しておく必要があります。」

※参議院農林水産委員会「森林経営管理法案に対する附帯決議」(平成 30 年 5 月 24 日)：

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

■意見⑤

意見該当箇所

p. 8 「第四 土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する基本的事項」「3. 災害リスク等」
「についての情報の提供等」の部分

意見

「3. 災害リスク等についての情報の提供等」における以下の部分について、下線及び太字で示したように加筆修正する。



「3. 環境、災害リスク等についての情報の提供等

希少な生態系や野生動植物の分布等(生物多様性)に関する環境情報、社会のニーズに応じた防災・減災に資する浸水想定や土地の災害履歴等の災害リスク情報、不動産価格情報、「空き家・空き地バンク」に関する情報などの地理空間情報の整備・公開・活用の推進、i-都市再生に関する取組(地域の特性とデータを同時に可視化する等)等を通じ、土地の利用・管理・取引に関する施策の円滑な実施を促進する。」

理由

土地基本法では、法律の目的を示した第 1 条(目的)、基本理念を示した第 3 条(適切な利用及び管理等)、また、土地に関する基本的施策を示した第 12 条(土地の利用及び管理に関する計画の策定等)、第 13 条(適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置)において、「災害」に関することよりも先に、「良好な環境の確保」または「良好な環境の形成」が置かれています。

第 18 条「土地に関する施策の円滑な実施」のため、国民に対し必要な情報の提供として、「防災・減災に資する浸水想定や土地の災害履歴等の災害リスク情報」の前に、「良好な環境の形成」に不可欠な「希少な生態系や野生動植物の分布等（生物多様性）に関する環境情報」を示す必要があります。

■意見⑥

意見該当箇所

p. 9 「第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項」**「2. 関連分野の専門家等との連携協力」**の部分

意見

「2. 関連分野の専門家等との連携協力」における以下の部分について、**下線及び太字で示したように加筆修正する。**



「2. 関連分野の専門家等との連携協力

今後の土地政策の推進に当たっては、上記協議会の枠組みも活用しつつ、関連分野の専門家等と地方公共団体、地域コミュニティ、**環境やまちづくり等に関する NGO・NPO**等と関係行政機関との一層の連携体制を構築しつつ、これらの意見等を十分踏まえながら官民一体となって対応することとする。」

理由

現在、各地での土地政策の展開に当たって、地方公共団体、自治会等の地域コミュニティの他、環境やまちづくりに関する NGO・NPO が重要な役割を果たしています。人口激減時代に入り、社会におけるこうした NGO・NPO の重要性は益々高まるものと考えられます、

人口激減下における今後の土地政策の方向性を示す本基本方針において、**「環境やまちづくり等に関する NGO・NPO」を明記する必要**があります。

■意見⑦

意見該当箇所

p. 10 「第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項」**「4. 資金・担い手の確保」**の部分

意見

「4. 資金・担い手の確保」における以下の部分について、**下線及び太字で示したように加筆修正する。**



「4. 資金・担い手の確保

これまで示した施策を総合的かつ計画的に推進するため、所有者、近隣住民・地域コミュニティ、**環境やまちづくり等に関する NGO・NPO**、行政等の適切な役割分担を踏まえ、必要な資金の確保や、自ら土地を利用・管理する主体のみならず地域におけるマッチング・コーディネートを行う主体など適正な土地の利用・管理に関わる様々な担い手の確保等について検討する。」

理由

現在、各地での土地政策の展開に当たって、地方公共団体、自治会等の地域コミュニティの他、環境やまちづくりに関する NGO・NPO が重要な役割を果たしています。人口激減時代に入り、社会におけるこうした NGO・NPO の重要性は益々高まるものと考えられます。

人口激減下における今後の土地政策の方向性を示す本基本方針において、**「環境やまちづくり等に関する NGO・NPO」を明記する必要**があります。